

最終報告書提案に賛成。

「Ⅱ―1 居住支援に関する制度見直しの具体的な方向性」に関する意見。

1, 総合的・包括的居住支援の実現のための法および制度整備

※資料2「①総合的な相談支援、②入居前から入居中、退居時(死亡時)の支援、③住まいに関する地域資源開発・環境整備」。

☞この三つを「切れ目のない支援体制 P1-⑳」として地続きで実現するため省庁をまたぐ法および体制整備が必要。その第一歩として住宅セーフティネット法の三省共管化を実現する。共管の内容として「相談支援」「継続的支援」に加え居住支援法人を明確に位置づける。

☞生活保護申請者や被保護者の転居支援のための相談を強化する。CW 研修等で居住支援に関するカリキュラムを強化する。

☞「見守りなどのサポートを行う住宅の仕組み P2-⑥」を進める。この際のサポートについて居住支援法人が担う事業として構築する。

2, 居住支援においては対象者を広く捉える

【課題】生活困窮者自立支援法第三条の「定義」の狭隘性あるいは集中性

1) 時間軸―支援開始から支援終了

2) 対象者―「経済的困窮者」

※資料2「①総合的な相談支援」・「自立相談支援事業の住まい相談機能の明確化、居住支援協議会や居住支援法人との連携強化」

☞居住支援においては対象者を拡張して捉える必要がある。経済的困窮者に限らず自立相談窓口に来たすべての人(経済問題はないが孤立状態にある方、単身高齢者など)とする必要がある。

☞「生活困窮者自立相談支援事業において住まい支援を行うことを明確化する(P1-㉒)ために自立相談に「居住支援専門員」を配置する。専門員を居住支援法人に委託できるようにする。

☞居住支援の人材育成とテキスト開発。すでに居住支援法人向けの研修は実施されているのでこの部分も省庁協働で実施する。対象は居住支援員および自立相談支援員全員、一時生活支援事業担当者。

☞単身高齢者に対する居住支援の確保。特に被介護者以外の高齢単身者に対する相談体制。老健局事業との協働の模索。

☞自治体においては「居住支援」はいまだ縦割り状態。居住支援協議会を核とする住宅部局、福祉部局、企業、社会福祉法人、NPO 法人、居住支援法人などの連携強化を進める。

2) 見直し案「②入居前から入居中、退去時(死亡時)の支援」「地域居住支援事業や重層的支援体制整備事業による居住支援」「シェルター事業及び地域居住支援事業のうち必要な事業の実施の努力義務化」「地域居住支援事業の利用期間の柔軟な対応」「重層的支援体制整備事業での多機関協働の活用」

☞地域居住支援事業の利用期間の柔軟対応は重要(P2-⑱)。この際の判断の視点として「問題・課題」のみに集中せず「日常生活安定的継続性」を判断する。

☞地域居住支援事業については、その支援の内容を明確にする。上記同様に「入居支援」や「課題解決」のみ終始せず「日常生活の安定化」や「社会参加支援」も含めて判断する。そもそも居住支援の位置づけについては、「①日常生活支援(手前)」と「②既存支援へのつなぎ(隙間を埋める)」を核と考える。

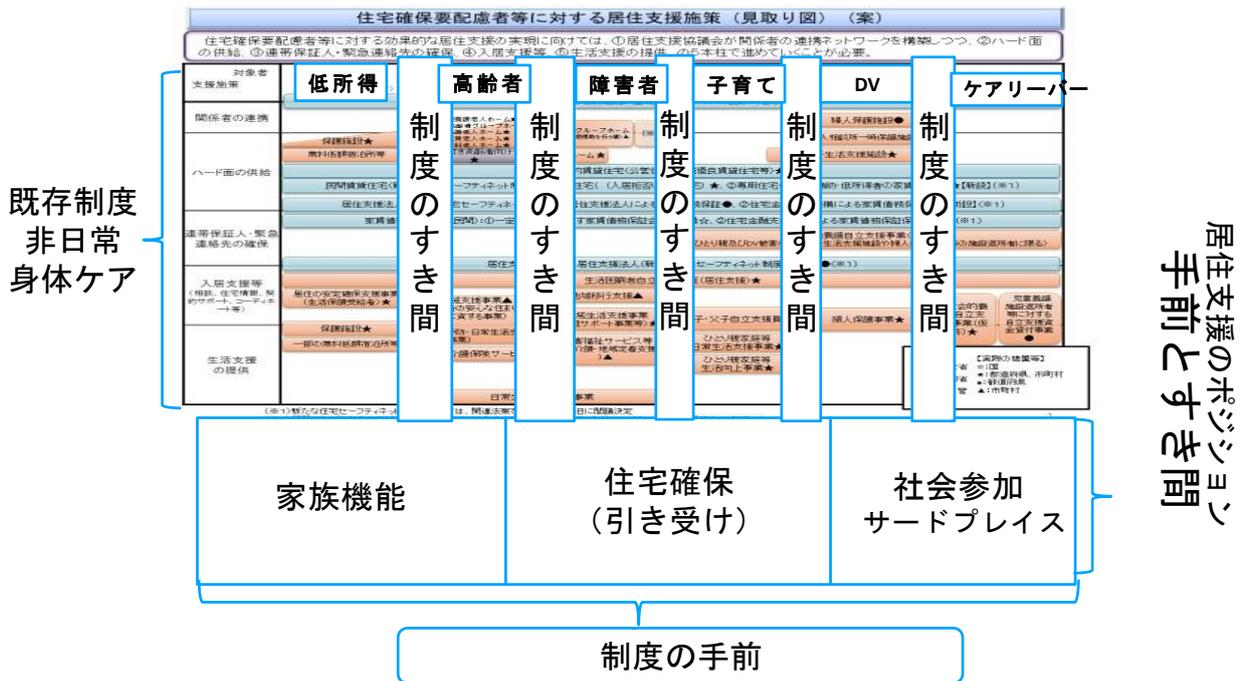
※参照①居住支援のポジション図(以下)

※参照②別紙「月刊ケアマネジメント12月号」

☞シェルター事業利用は、緊急対応を含めホームレス以外の利用者が増えることが予想される。自治体が正しい対象者像を認識できるようにする。また、これまで野宿者対応となっていた「生活困窮者・ホームレス自立支援センター」の仕様については「居住支援全般のニーズ」に対応できるように改修等を行う。さらに、シェルター事業に携わる職員に対しての研修をホームレス支援を含む「居住支援」を範疇として実施する。

☞重層事業は、多機関協働事業のみならず、包括的相談支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ事業でも対応する。

※1、参考資料「居住支援のポジション」



3, 住居確保給付金の基準見直し

- ☞現在の給付基準は低すぎる
- ☞もう少し手前で支援する

4, 刑務所出所者への居住支援強化を明確にする。

- ☞自立相談、地域居住支援事業で対応することを明確にする

5, 次期見直しに向けた総合的議論の継続化

- ☞2030年には高齢単身世帯が800万世帯となる予測。家族機能が付与された「サポートを行う住宅の仕組み」などについて今回改正後も継続的に議論ができるようにする。継続的な調査、検討会などを実施。その際、三省に加え総務省なども会議参加すべきではないか。
- ☞今回の生活困窮者自立支援法および住宅セーフティネット法の改正において「次期見直しの期日」を明記する。